

平成 2 5 年 第 2 4 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松	原	秀	成
委員長職務代理者	尾	上	郁	子
委員	石	井	正	治
委員	上	野		操
委員（教育長）	浅	野	潤	一

事務局	教育推進課長	柴	田	靖	弘
	学務課長	住	田	雅	一
	指導室長兼教育研究所長	松	井	慎	一
	学校施設担当課長	佐	藤	弥	栄
	統括指導主事	浜	田	真	二

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	丸	山	継	典
	同 主査	飯	田	常	雄

	開 会 時 刻 午後 1 時
松 原 委 員 長	ただいまから、平成 2 5 年第 2 4 回教育委員会定例会を開催します。本日は 1 名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔各委員了承〕
委 員 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第 1、署名委員を決定します。石井委員と浅野委員にお願いします。 日程第 2、議案の審議にまいります。 初めに、平成 2 5 年陳情第 1 1 号、教育委員会資料を傍聴者へ配付実施の陳情につきましては、陳情者より取り下げの申し出がありましたことを報告いたします。 このことについて何か補足はありますか、特によろしいですか。
柴田 教育推進課長	前回、教育委員会の 2 3 回までご審議いただいてまいりましたけれども、その教育委員会終了後に、その陳情提出者の方からのお話がございます、一旦取り下げさせていただきたいという申し出でございました。
委 員 長	それでは、陳情第 1 2 号を審議いたします。 初めて付議されるものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いいたします。
教育推進課長	〔陳情文朗読〕
委 員 長	それでは、陳情 1 2 号を審議したいと思います。 何か各委員さんからご質問、ご意見等があればお願いします。内容が多いようなので、ちょっと見ていただいて。 特に理由のところの一番最後のところの文章、「そこで」というところが、多分陳情者の意図するところだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

尾 上 委 員	一文のところなのですけども、まずここは、給食提供者と受給者との契約ですね。この学校側と保護者のほう、子どもさんというのは契約を結んで、給食の提供というのは行われていることなのではないでしょうか。
住田学務課長	まず給食すけれども、例えば学校に入るときに、1月ぐらいに入学説明会というのをどの学校でも開きます。そのときに、入学のしおり等が配られるのですが、その中で、例えば給食費の納入についてというような項目で、1カ月分の給食費はこういう額になっていて、それで何月から口座の引き落としを始めますので、口座振替依頼書を学校のほうに、いついつまでに出してくださいというような説明をしています。また、全校に栄養士がいますので、学校によっては栄養士の紹介をしていただいて、給食についての説明とか、あるいは給食の上でのアレルギー対応について説明しています。それぞれ各学校で時間をかけて説明をした上で、給食費をお支払いいただいて、給食を提供しているということであります。 特に給食に関して契約書をとることはしていない状況であります。
上 野 委 員	この中で陳情のご要望は、保護者と学校給食の関係に対する見解を説明してくれという意味ですか。その説明をするわけですね、陳情に対して。
浅野教育長	陳情ということであると、一般的には、今やっていることに対してこうしてほしいとか、そういう何というか、新たに要望をもって何かお願いをするという形だと思うのです。今やっていることについて、全部質問しているということなので、今やっていることに対して、それはどのような根拠であるとか、そういうことの説明を求めているだけだというふうに思うのです。 ですから、一般的な陳情としてみれば、説明してくれと言っているだけのようにとれます、私には。ですから執行部でやっていることについての説明ですから、説明するということについてはやぶさかでないと思いますし、説明すればいいということで陳情を受けてしまって、後は執行部が個別に回答すれば、私はそれで足りるのではないかというふうに思います。
石 井 委 員	2番、3番にかかわるような事柄なのですが、余剰金というのをどういうふうにお考えになっているか。
学 務 課 長	何回か前の教育委員会でも、前回のご審議の中であったかとは思いますが、けれども、まず毎年の給食費の各学校の会計報告の中で、残金を繰り越すこ

	とを保護者に伝えて、了解を得ているというのが一つあります。 それから前にお配りしました、給食費も含めた学校で徴収しているお金の取り扱いの規定の中にも、第7条に「学校徴収金に関する会計事務は、公費における取り扱いに準じ、次に掲げる原則に基づき処理しなければならない」というところで、(1)に「一会計年度の支出は、当該年度の収入(前年度繰越金を含む)をもって充てなければならない」ということで、こちらの規定でも繰越金がかもともあるということは想定して、規定を立てているところであります。 それから「区の会計に準ずる」ということでありますけれども、それでは区の歳入歳出はどうなっているかということ、区の公会計は、もちろん単年度会計ということがあって、歳入については繰越金という項目が設定をされています。これは前年度の残金を繰り越して、翌年度の歳出に充てているということを取っていますので、これは公会計においても同じような処理がされているということがありますので、そういうような形で給食費の会計もやらせていただいているというような状況であります。
委員長	よろしいでしょうか。
上野委員	今の場合は、剰余金が出た場合は繰り越すと。これはわかるのですが、今までの経過から、剰余金ではなくてマイナスですね。足りなくなったというような事例もあるのですか、過去は。
学務課長	給食費は、基本的には足りなくなることはないです。というのは、ゼロだと今度払えなくなってしまう、マイナスになると払えなくなってしまうものですから、全校の栄養士が給食費の収入状況と、それから支払い状況を見ながら、必ずゼロか、それ以上のプラスになるように調整をしているところであります。
上野委員	そうすると今度は逆に、剰余金が出た場合には、その剰余金が出ているうちは予定よりも少し多目に使うと、中身を濃くして、そういうこともやるわけですか。
学務課長	毎月の献立を立てる中で、例えば給食費が余りそうだということであれば、栄養士は食材の中で、例えばフルーツや何かを、みかんを出す予定を少し高いイチゴに変えとか。逆に不足しそうであれば、栄養価はちゃんと考えな

	がら、旬の価格の安い食材を使うとか、そういう工夫を各校でやっているところであります。
上 野 委 員	毎年納入金のトータルは、変わらないわけですか。最初入学時に説明したときと。
学 務 課 長	給食費の月額、また後でちょっと出てくるのですけれども、一応全校一律に設定していますので、それと給食を食べる子どもたち等の人数によって、その学校の給食費の収入というのが決まってくるので、あとはそれに合わせて献立を作成して、各学校で食材を購入しているというような状況であります。
委 員 長	よろしいでしょうか。
上 野 委 員	要するに2、3の剰余金云々ということは、納めた金を実質使われない以上は、原則として戻すべきではないかという考えが背景にありますよね。それを繰り越しているのだとしたら、今度は納めるべき金額は、その分だけは減らしてもいいじゃないかという意見とか。あるいは減らさないのだとしたら、剰余分だけについては、それだけのものを質なり量なり高めたり、何か裏づけが必要じゃないかとか、そういうような質問が背景にあると思うのです。それを私は聞いているわけですけども。 もちろん物価の値上げとか何かが反映しますから、最初に決めたときのとおりにはできない面がありますが。足りないときには公費で賄うけども、という話でしょう、さっきの話は。
学 務 課 長	給食費は全部私費なので、足りなくならないように調整をしているということです。
上 野 委 員	その辺の疑問に答えてあげればいいのかと思うのですけど。
学 務 課 長	繰越金につきましても、各学校でなるべく大きな額を出さないようにということで栄養士も調整をしていますので、額としてはそんなに大きな額ではないということ。それから1人当たりの額にすると、さらに金額としては相当小さい額になってしまうということもあって。 そういう面では、一人一人に返すという方法ではなくて、翌年度に繰り越

委員長	して、またそれを使わせていただくというようなことで、長年やってきているというような状況があります。 その他、いかがでしょうか。 私からなのですが、契約の業者さんに関しては新年度早々になると思うのですが、2日に集める場合もありますけども、校長が立ち会って1社1社契約書に判を押すと。もちろん栄養士も同席の中ですが、10社プラスぐらいですかね。その辺の結果の報告については、給食だよりとかで栄養士さんのほうから保護者のほうには知らせるというのが通常でございます。 その他、ございますか。
上野委員	一番中心になっている趣旨は、私は教育提供者と受給者との契約的なものが必要なのではないかと。それはどういうところに、もしあるとしたらあるのかとかいうことですよね。 あるいはもう一つ別の言葉で言えば、「提供努力義務はあるとしても、保護者側に受給義務はあるのでしょうか」というそういうことのことを聞いているように思うのですが、それに対するこちらのほうの教育委員会給食保健ですか、「係の説明では」というところに「学校給食法11条2項に定めるところ」と回答しているわけでしょう。 これを読んでも、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、学校給食費は、学校給食を受ける児童、または生徒の学校教育云々の、要するに保護者の負担とすると。学校給食法によると、それ以外のという1項と2項の違いというものははっきりする必要がありますのですが、それ以外のものは保護者が負担すると、こう書いてあるわけですね。 これは、なかなか普通の当事者同士の民間上の契約概念にどういうふうに投影するのかというのは、なかなか難しい問題なのです。法律によって、ここまでは公がある、これは保護者が負担すると書いてあるわけで。これによって、保護者は義務があるとみるのかどうかということですよ。 その辺なのですが、その辺はどういうふうに解釈されているのか、ちょっと説明してもらいたいです。
学務課長	この陳情に出てくる法律関係の説明をさせていただきたいと思います。 まず、この陳情の1番目のところに、先ほどの「学校設置者には提供努力義務はあるとして、保護者側に受給義務はあるのでしょうか」という部分な

のですけれども、これは学校給食法の第４条になります。「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」という規定があります。

義務教育諸学校の設置者というのは、これは地方公共団体が一つありますので、区立の小・中学校の場合には区ということになります。つまり区は、学校給食が実施されるように努めなければならないという努力義務がこの第４条であって、江戸川区の場合には区として小・中学校の学校給食を提供しているということであります。ですから、区のほうは提供の努力義務があり、特に保護者側に受給の義務が規定はされていないということが、まず法律上ではあるかと思います。

それから、もう一つの費用の関係ですけれども、同じ学校給食法の第１１条で、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者が負担とする」ということで、これで政令で何が定められているかという、これは給食に従事する人たちの人件費と、それから給食の施設・設備にかかるお金、これが設置者の負担というふうに決められています。

同じ１１条の第２項のほうで、「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担とする」という規定がされているところであります。

今の第１項のほうに規定されたもの以外の経費が保護者の負担であるわけですので、ほとんどの自治体では給食費というのは、給食に使う食材料費の購入資金だけを保護者からいただいていることになっています。ただ一部の自治体では、この１項、２項の解釈によって、給食で使う光熱水費についても保護者から取っているところが、若干ですけれどもあるということでもあります。

ただ、江戸川区の場合、東京２３区の場合には、給食費は食材料の購入費に１００％充てているということでもあります。これが解釈になります。

上 野 委 員

その辺のところを明確に説明するということが必要なのではないですかね。ここでも今、私も法律家だからわかるのですが、理屈からいうとわかるのですが。

例えば具体的には政令で定めるものの他はといっても、政令で具体的にどういうふうに示しているのかというようなこともわかればいいと思うのですが。

私も食材は保護者が負担するということ、学校給食法は書かれていると

学 務 課 長	ということですね。これは、学校給食法に基づく保護者の義務なのかどうかということなのでしょうね、聞いているのは。契約上の、債権・債務上の義務というふうには、考えるとちょっとわかりづらくなってしまって、法律が決めている義務なのか。 学校設置者が提供努力義務というのも、先ほど4条で説明したから、確かにありますよね。だけど、これも努めなければならないという規定ですよ。これは憲法25条の関係ですよ。いろいろ福祉的な義務は、生活権といえますかそういうものは、公でやるべきだとはいつているけども、これは法的な義務までには、まだ至っていないというのが解釈ですよ。なるべくそういうふうになさいと。 なぜかという、法的な義務にするということは、その裏づけになる予算というか資金がなければ義務化できないので、できるだけそうしなさいということになっているのが憲法25条です。それに基づいている努力義務だと思うのです。そういうのと、それから、この陳情者がおっしゃっている受給義務というものは、ちょっと同じ次元の問題ではないということもわかっていただかないといけないのではないかなと。 だけど明らかに、この11条の2項を見ると、「保護者の負担とする」と書いてあるから、これは負担しなければならないという意味だと思います。だけどその背景には、それではうちの子どもは給食は受けません、要りませんと言った場合には、それは義務はなくなるという理屈にはなりますよね。 だから、そういう個別的に、うちは要らないという言葉はきついですが、拒否権みたいなものがあるのかどうか、その辺はどうなのですか。 実際には、例えばアレルギーの症状が重くて、給食が現実には食べられないというお子さんもいますので、その場合にはご自宅からお弁当を持って来ていただいて、給食費のほうは受け取らないという人が現実にはいます。それから3.11以降で、放射能の心配で給食が食べられないといったお子さんに対しては、届け出を事前にさせていただくことで、これも家庭からのお弁当持参を認めているところであります。 ですから、そういったところの子どもたちは手続はしていただきますけれども、給食費は受け取らずに、家庭からのお弁当を食べていただくというところがあるということが一つあります。 ただ給食自体が、単にお昼御飯を提供しているわけではなくて、これも教育の一環といえますか、食育ということもありますけれども、そういう中で給食を実施しているというところもありますので、簡単に給食は要らないと
---------	---

	認めるかどうかというのは、またそれぞれの、例えば学校と保護者の方で話し合っていてということになると思うのですけれども。ただ、先ほどもお話ししたように、保護者の義務ということが、どこかにあるわけではないということでもあります。
上 野 委 員	今のところが実際は一番重要なところですよ。アレルギーだとか放射能だとか、そういうもの場合にはいいといっていますよといっているのだけでも、そうすると、そういうことも関係なくうちはうちの自由で、学校の給食は受けたくないという意味と、法的には変わらないと思うのです。理由はともかく、うちは受けたくないというのと、アレルギーだからとか放射能だとかというのは、なるほどとは思うかもしれないけども、特別と原則の関係ではないと思うのです。原則として断れるのかどうかというのが、この学校給食法にはどう解釈されているのかというのは、これはむしろ国の見解を聞きたいぐらいですよ。 だけど私は、拒否しようと思えば原則としてできるという前提で、この制度は行われているのではないかなと。ただ、その予測は給食を受けたいという要望が国民の側にはあるけども、断るという要望のほうはほとんどないだろうという、そういう前提でできた制度だと思いますけど。突き詰めるとそうなる。 ちょっと話は変わりますが、NHKの放送の何というのですか。
学 務 課 長	受信料。
上 野 委 員	あれについても、この間裁判所でいろいろ見解が分かれていたでしょう。あの裁判所の場合は、契約だといっているのです。契約があるから払うので、契約がなければ、原則として払う必要はないのだという見解が出た。ちょっと似たような問題のような気がするのです。 だけど、もっと給食というのは、今言った教育的に意味もあるけど、基本的には学校給食法の理念ですから。ちょっと放送の場合とは意味が違っていると思います。むしろよく国民の大部分が、憲法25条に基づく国家はこういう福祉を積極的にやれと要望しているという前提での規定だと、そういうふうに解釈するわけです。
委 員 長	質問ですけど、106校の中で、今、上野委員さんがおっしゃったように、うちは給食は要らないよと、放射線とか別で、そういう事例というのは聞い

	ているのですか。
学 務 課 長	こちらとしては、そういう事例は今まで聞いたことはありません。この間も、川崎市から江戸川区の中学校の視察に来たのですけれども、委員がおっしゃるように、横浜だとか川崎も全部ではなくて、中学校ではまだ給食が行われていない学校がかなりあって、その中で相当保護者側からは給食をぜひ実施してほしいというような、かなり強い要望が寄せられていて、江戸川区の学校給食を参考に見に来たというところもあるものですから。 この前提が、何といたしますか、なるべく出さないよというところが前提にあって、今のような状況になっているのではないかというふうに思われます。
委 員 長	ありがとうございます。1番と2番が、結構論点になっているのですが、3番と4番のほうはいかがでしょうか、裏面なのでも。
上 野 委 員	これはあれでしょう、前回、江戸川区のほうから、委員会なのかな、江戸川区学校徴収金事務取扱規定にのっとってちゃんとやっているという回答したので、この規定を援用しているのではないかと思うのです。これだと教材費は余った場合は返還されると、給食も同じではないかと、こういう論法ではないかと、そうですよね。それについての見解を聞きたいのですけど。
学 務 課 長	先ほどもお話ししたように、この徴収金の事務取扱規定の中でも、繰越金を前提にした会計処理についての記述がありまして、これについては返すものと、何といたしますか繰り越すものということで、それぞれ特に扱いを統一されているわけではないというところがありますので、それは学校の事情に応じてやっていることだとは思いますが、給食費の場合には長年、今やっているように、翌年度に繰り越して会計処理を行ってきたというところがある実態であります。
委 員 長	他にいかがでしょうか。
上 野 委 員	また余剰金繰り越しのほうなのですが、それは保護者のほうから毎年、全体の会計報告みたいなものは見られるわけですね。
学 務 課 長	全部の学校で、毎年給食費の会計報告というのを、給食費の精算が終わっ

	た後に行っていました。
上 野 委 員	保護者のほうに届いているわけですか。
学 務 課 長	全保護者にプリントで届けているという状況をつくっております。
委 員 長	その他、いかがでしょうか。 先ほど浅野委員のほうから、質問的な文章の文末にクエスチョンマークがついておりまして、陳情者に説明をいただければというような解釈もできないのではないのですけども、その辺はいかがでしょうか。
石 井 委 員	今までの議論を伺っておりまして、4 番以外は、実質議論の中で答えていると思うのです。ですので、4 番について見解が聞ければ、それでお答えしたということになるように感じるのですが。 ちなみに4 番というのは、どんなふうになっているのでしょうか。
学 務 課 長	この4 番のところなのですけれども、江戸川区学校徴収金事務取扱規定第2 条ではというところで、この第2 条に書かれているというのは、「校長（幼稚園長を含む）は、保護者並びに幼児・児童及び生徒または学校関係団体からの委任に基づき、学校徴収金の収納管理及び支出に関する事務を処理するものとする」ということが書かれています。 ここに出てくる委任なのですけれども、これも特に委任状を取っているわけではないのですけれども、これは先ほどもお話ししたように保護者が、例えば決められた口座振替の手続によって、学校のほうにお金を、何と申しますか振り込むといいますか、そういったような状況の中で、保護者のほうは学校長に振り込んだお金について、給食の食材購入にちゃんと管理して使ってくださいといったことを、事実上委任しているということになるということ、そういう中でちゃんと管理しなさいという規定なものですから、そういう中で給食も、あと給食以外の学校徴収金も行われているというようなことであります。
尾 上 委 員	今の見解なのですけれども、区内で統一されたということで、全学校がそういう方式をとっているということですよ。
学 務 課 長	委任状等を取ってお金を使っているという学校はないです。

尾 上 委 員	そういうことに関して収支報告をきちんとなさって、保護者のほうに提供されていれば、この陳情者の疑問は全部解決されるのではないかなと、私も判断しております。
委 員 長	私も同意見でございます。 その他、よろしいでしょうか。そうしますと、ご意見もほぼ同じようなご意見だったように思いますので、これは説明を求める陳情ということなのですけども、陳情者に説明申し上げるということではよろしいのではないのでしょうか、よろしいですか。
教 育 長	文章でということですか。
委 員 長	文章ではなくていいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。
教 育 長	私の個人的な意見はさっき申し上げたとおりなので、基本的には陳情に対する処理としては、これは説明しますということで了解すればいいだけで。あとは、この中身については教育長に委任されているものも含めて、事務局でできるものが結構あると思うので。 皆さんもこの際、このことについて確認をしたいということだと思うので、さっきから回答書をできれば文章か何かで、ここに一応共覧して、それでこれでいいですかということでお答えするのが一番わかりやすいかなと思います。 基本的には陳情の処理は、回答するだけで私はいいと思ってます。
委 員 長	今、浅野委員がおっしゃったように、文章で作成していただいてということではよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	そのように処理をしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは陳情第１２号は、今のような形で処理をさせていただきたいと思います。 日程第３、教育関係事務報告にまいります。教育委員会後援名義の使用承認について、報告をお願いします。

教育推進課長	第３１回伝統工芸展に対する教育委員会の後援名義の使用の申請でございます。この講演回数でございますが、今回で２９回目を迎えるものです。同時に区の後援名義も申請をしているものです。 申請者は団体江戸川区伝統工芸保存会でございます。事業目的でございますが、区内伝統工芸の保護育成と広く区民に伝統工芸作品に接し、親しんでもらうための作品発表、展示を行うというものです。実施日でございますが、平成２６年２月６日から２月１１日（火）、場所はタワーホール展示ホール１でございます。対象は一般区民の方々、経費の徴収はありません。賞状、副賞等につきましては、盾、賞状ということで、区長賞並びに教育委員会賞ということでの賞状がございます。教育推進課からは以上でございます。
指導室長	続きまして、同じく後援名義等の申請が来ておりますので、報告させていただきます。第１２回キッズビジネスタウン市川ということで、申請者は千葉商科大学の学長でございます。 事業目的は、子どもたちが働くことの大切さと働く喜びを知り、一人一人の働きが社会を形成している要素であることを理解させるということで、実際に疑似職場体験ということになります。会場は千葉商科大学、実施日時は平成２６年３月８日、９日ということで、対象者は近隣に住む幼児から小学生ということです。経費につきましては、参加者は無料ということになっております。平成１４年からの事業で、今回、教育委員会の後援申請は７回目というふうになっております。以上でございます。
委員長	それでは何かご質問、ご意見あればお願いします。
尾上委員	キッズビジネスタウン市川ですね、これは事業の対象と範囲ということで、近隣に住む幼児から小学生という形で出ておりますけども、これは江戸川の子どもたちというのは、この対象になるのですか。
指導室長	千葉商科大学の近隣に住むということで、江戸川区の子どもたちも参加対象になっております。
石井委員	伝統工芸展のほうでお伺いしたいのですが、日時などは、もうかなり前から決まっているように思うのですが、この時期、かなり何と言いましょうか、後援名義の使用申請が出てから実際に開催されるまでの期間がかなり短めの

	ように感じるのですが、もう少し前から申請していただくことはできないのでしょうか。
教育推進課長	会場をとるのにかなり前から動くというのは、おとりになっているというのは知っていますけども、実際にポスターをつくったりとか印刷をしなければいけないということで、例年この時期にお話が来ると思うのですが、実態としては募集ですとか、それから内容について実施団体さんが動き始めるころがこの時期でということでの申請だと思います。
委員長	他にいかがでしょうか。 1件だけ、キッズビジネスタウン市川ですか、これは江戸川区の児童生徒の参加実態というのは、少しわかりますかね。
指導室長	江戸川区のお子さんたちの参加数というのは把握できておりません。全体として、昨年度は1,300人程度ということです。
委員長	ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。 〔「なし」と叫ぶ者あり〕
委員長	それでは他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、平成26年度給食費の改定について、報告をお願いします。
学務課長	消費税増税に伴う平成26年度給食費の改定についてということで、お手元の資料にありますとおり、来年の4月から給食費については、月額で100円から140円の金額を改定させていただきたいということであります。 この給食費改定の主な理由なのですが、これは消費税の増税ということで、今回のこの差額に関しては、3%分の消費税の増税分を反映させているということであります。 給食費自体は100%、先ほども説明したように、給食で使う食材を購入するわけなのですが、この食材費用につきましては、ここ数年来の原油価格の高騰であるとか、あるいは昨年からの円安などの影響を受けまして、特に小麦だとか油だとか牛乳についても値上げが既に行われているような状況になっていまして、そういう中で消費税分だけを上げさせていただきたいということであります。

	なお給食費の１食当たりの単価の改定は、平成１６年度に行って以降、これまで上げてこなかったというような経緯があります。説明のほうは以上でございます。
委 員 長	今のことににつきまして何かご質問、ご意見あれば。
上 野 委 員	先ほどの陳情も意識しながら見ていますと、もっとはっきり書かないと、ちょっと誤解されるのではないかと思います。 要するにあれでしょう、これを見ると、食材の値上げはしていないということでしょう。食材の値上げをしていない、消費税の値上げだけでしょう。
学 務 課 長	そうです。
上 野 委 員	それだったら、消費税が値上げされたから、消費税分だけ値上がったと言っておくのがいいのではないですか。ここに原油価格の高騰や円安などの影響によるというと、何か食材の値上げ、食材も値上げしたみたいに見えますよね。 この一覧表も、現行給食費が幾らで、消費税が幾ら、改定したのは、これに対して８％になったから幾らと書けばいいわけでしょう、そのほうが誤解を招かないのではないですか。
委 員 長	他にいかがでしょうか。
教 育 長	おっしゃるとおりだと思います。１番目だけで。
委 員 長	石井委員さんと尾上委員さん、いかがですか。
尾 上 委 員	これは仕方のないことで、８％に上がるという段階で。
石 井 委 員	いいのですが、今の格好で出すと、この先は余り上がらないなというのがわかって、実はお金を払う側としては、よりいいなと思ってしまうのです。 というのは消費税増税分、それから食材も上がったと、値上げしました。では、食材値上げによる給食費改定というのはしばらくないねというような、そんなことが見え隠れもするのですが。 でも、やはりこれは、実際に則したところが大事だろうとは思いますが。

委 員 長	他にいかがですか。皆様のご意見につきましては、一番最初の消費税の部分のところがポイントになるということと、2行目の文言のことをもうちょっと考えていただいて。 例えば消費税等によると「等」を入れて、食材の値上げみたいにすると言でいけるのかななんて見ていたのですけど。
教 育 長	これはすみません、他に理由はないのです。税金のことだけなので。これは下のほうは、こういうことがなくても苦しかったという。
上 野 委 員	それよりももっと保護者側から見たら、現行給食費というのが給食費が幾らで消費税が幾らと、それで合計幾らになると。この次は、改定のほうは同じく給食費は幾らで、消費税が8%になると、だから合計幾らになる。そのトータルの合計があれでしょう、現行は3,570円で、この次からは3,670円になるということでしょう、それでいいのでしょうか。 そうではないとしたら、ちょっと分けて書かないと、込みではちょっと誤解されるのですよね。
学 務 課 長	わかりました。この差額分のお金については、きっちりと消費税の3%分で10円未満を四捨五入して計算してありますので、そのところはわかるように表現したいと思います。
上 野 委 員	そうだとしたら、給食費改定の理由を三つも書く必要ないでしょう。下にある二つも影響しているように、どうしても読めてしまうので。 だから改定の理由、消費税が上がったからということになるのではないですか。食材費がこれで、消費税が5%だったから幾ら、食材費は変わらない、消費税が8%になったからこれで幾ら、それでしょう。
委 員 長	丸の3項目も、特に必要ないですね。
上 野 委 員	消費税が上がっただけだから。本当に食材を上げる必要があるのだったら、食材はこれだけ上がっている、それに消費税が今度8%になった、だからこうだと書けば、それでいいわけ。食材費を上げるかどうかの議論は、また別だと思うのです。

委 員 長	そうですね。他にいかがでしょうか。大体各委員さんからのご意見がまとまっていると思いますので、他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、平成24年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、報告をお願いします。
指 導 室 長	資料をごらんください。平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査についての概要版を、資料としてお配りしました。 昨年度1年間における問題行動等の調査が例年ございます。この調査につきましては、この調査結果を分析することにより、未然防止、早期発見・早期対応につなげていくということでございます。 調査項目は暴力行為、いじめ、出席停止、不登校、自殺、教育相談とありますが、今回概要版の資料の項目としましては、暴力行為の状況、いじめ認知件数の状況、不登校の状況をお示しさせていただきました。出席停止、自殺等はゼロでございます。 また教育相談につきましては、教育相談所、四つの相談所があります、これにつきまして合計1,274件相談がありました。全校が調査対象校となっております。暴力行為、それからいじめ認知件数、不登校の状況、それぞれ江戸川区、東京都の状況をお示するとともに、右側のグラフにつきましては、過去3年分の数の状況がわかるような状況になります。何かございましたら、よろしく願いいたします。
委 員 長	この結果を見まして、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。
石 井 委 員	暴力行為といじめについてお伺いしたいのですが、小学校から中学校に上がると数字がはね上がっています、不登校もそうです。こちら辺は、どういうふうに分析されているのでしょうか。
指 導 室 長	中学生になってさ思春期を迎えて、さまざまな行動が表出するというふうに、一般的に言うと、そういうふうに捉えております。
委 員 長	他にいかがでしょうか。 私のほうからなのですが、暴力行為なのですが、中学校のほうは大体22年度は270ですか、今年度は284、小学校のほうは15に対して33なので、倍ですね。小学校のほうで、かなり暴力行為があらわれている

	というような解釈でいいのですか。
指 導 室 長	学校から上がってきている数字そのままです。そこに何が合ったかとか何か区として全体で、これはこうだからということにつきましては、まだ明確なものはありません。
委 員 長	といいますのは、これは学年で何名かは、ちょっとこれではわからないのですが、仮にこれが6年生だとすると、中学校に4月以降入ってくる中で、当然中学校のほうが増えてくるという可能性ですけど。小学校がちょっと増えているのかなというような、案にそう思っただけなのですけど。
指 導 室 長	暴力行為につきましては、一覧ということで出しておりますが、児童・生徒間暴力、それから対教師暴力等々がありますが、この小学校につきましては、6年生がやはりほとんどでございます。
教 育 長	この調査は毎年やっているのですよね。調査の趣旨に、この調査はどうかでやるよと書いてありますよね、一番最後のところに未然防止、早期発見、早期対応につなげていくものだとすると、多分、これ毎年書いてあると思うのですけど。 例えばさっきの中学校で急に増えるということは、新規だからしょうがないというような言い方に聞こえたのだけど、それではやっている調査の意味がないと思うのですけど。何をこれで学んで、やはり増えていることについては、こういうことだから、こうしなければということがなければ、やる意味がほとんどないと思うのですけど。
指 導 室 長	12月10日に、この数値が速報版として来ましたので、示してありますが、一つ一つの暴力行為の事例につきましては、各学校と連携をとって。 全てについては各学校で、その状況把握ですとか、そういうことをやっていると思いますが、区としてもしっかり分析して、人間関係をどうやって構築していくとか、暴力行為を行うということは悪いということが子どももわかっていながら、そうせざるを得なかったとか、そういうことについてどうすることができるかということで、しっかり対応していきたいというふうに思っております。
石 井 委 員	私のこの見方がちょっと的外れかもしれないのですが、一つの見方として、

指導室長	暴力行為、いじめ、不登校、こういうことって全部リンクしてくるように感じるのです。 そうすると、暴力行為が小学校から中学校に１０倍以上、不登校も１０倍以上、一方ではいじめの件数というのは３倍ぐらいの増加にとどまっている。これは見方によっては、いじめというのが数字に出てこないようないじめが中学校であり得るということを意味しているようにも読み取れたりしまして。勝手な読み取りなのですけども。 暴力行為の中に、明らかにいじめの定義に抵触するようないじめと思われるものについては、いじめとしてでも数が入っております。両方で計算するようになっております。 もう一つは、調査のかけ方自体はそんなに変わっていないのですが、学校側の報告の事例の受けとめ方とか。例えばいじめが一挙にこの数になっているということは、やはり社会的にいじめから自殺になる事例があって、とにかく安全を高くしなければならないということ。こことはちょっと外れますが、体罰についても、またその趣旨を踏まえて、もう済んだからいいやではなくて、起こったことをきちっと報告するということになると、相当数が上がってくる状況もありますので。とにかく実態を捉えて、その改善に努めていきたいというふうに思っております。
尾上委員	この表を見てみますと、普通、暴力、いじめというそういうことというのは、どちらかという和不登校の数に結構あらわれてくるのではないかなと、私たちは感じるのです。 そういう部分で区、都、国と見ると、江戸川の数値ってどこも高いなと思うのですが、不登校の部分に関してだけはさほど、要するに都とか国との差が感じられないわけです。ですから調査の仕方、抽出の仕方とか、それによって随分違って、江戸川はかなり細かいことも報告をしてくださっている、そういう数値のあらわれ方かなと、よくとっているんですけど、そんなふうには思えるのです。 本当に中学生ってすごく難しいし、さっきちょっと思春期みたいな話もありましたけども、細かなことで学校に行けないというのが、私は一番、ある意味大事な問題が、そこにあるような気がするのです。どんな暴力であってもしじめであっても、学校に行けなくなると、やはりいろいろな問題が生じてくるかなと思ったときに、江戸川としては調査を細かいところまで出してくださいということのあらわれかなという形で、どんどんこういう形で小さ

上 野 委 員	いことでも出していただいて、解決に当たっていただければなど、私はそんなふうに読ませていただきました。 暴力行為といじめ、これが概念というか要件を一応分けて区別しているのだと思うのです。まず概略でいいですから、いじめと暴力行為というのはどういうふうに区別しているのかということをお聞きしたいのです。
指 導 室 長	まず暴力行為でございます。そのまま読み上げさせていただきます。 暴力行為とは、自校の児童・生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為をいい、暴力行為の対象によって、対教師暴力（教師に限らず用務員等の学校職員も含む）、生徒間暴力（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）、対人暴力（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の器物破損の4形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。 なお、本調査においては、当該暴力行為によってけがや外傷があるかないかといったことやけがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、事例に次のような行為が内容及び程度がそれを含まれたもの全てを対象とするということになっております。 続きまして、いじめの定義でございます。本調査において個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。以上でございます。
上 野 委 員	概念はいいのではないかと思いますのですけども、あとは、こういう届け出件数というのですか、それが今のように分けている中の暴力行為、あるいはいじめとか、特にいじめのほうが多いのですが、正確に実態ができるだけ反映されるようなそういう方法について、もっと真剣に考えなくてはいけないのではないかなと思うのです。 今、暴力行為といっているのは、有形力の行使といっていますけど、これは刑法にいう暴力、暴行。刑法に暴行罪というのがあります。暴行罪の概念、定義なのです。有形力の行使、それは人と人との関係でいっているのです。人間が人間に対して有形力の行使をした場合に、それは暴力であると。 有形力の行使の大体ですが、有形力の行使の結果、相手方に生理的な病理

現象を起こした場合、傷ですね。そういうものを傷害といているのです。そういうふうに暴行と傷害というのは、はっきり国法では決めて、刑罰も重さが全然違うのです。

それからもう一つ、器物等に対する有形力の行使。これは、この暴力の中とはちょっと概念が違うのです。それを同質にしてはちょっといけない。やっていいという意味ではないです、それははっきり器物損壊ということになっているのです。器物損壊というのは、国法においては非常に軽いのです。暴行と器物損壊とは一緒くたにすべきではないのではないかなというふうに、今、感じました。

それからいじめですが、いじめはいろいろな形態がある。もちろん暴行したり傷害まで至ったり、その他、例えば口で脅かしたり何かするような脅迫といていますよね。あるいは脅迫に伴って物をよこせ、お金をよこせという恐喝とか、あるいは相手方が動けないような方法において物を強奪すれば強盗とか、そういうようなことがあるわけですが、さまざまな犯罪的な行為によって、被害者が生理的というよりも精神的な被害を受けているというところがいじめだろうと思うのです。

このいじめの問題は被害者でなければわからないわけですから、被害者が私はいじめられていると、客観的にいうと、そんなのはいじめにならないよといっても、被害者がいじめられているという届け出を傷害内容の形で出させる、その方法を決めないと、学校のほうからのただ報告だけで比較していても、私はちょっと徒労のような気がするのです、予防のためには。

それからもう一つ、こういう届け出たときに、大変かもしれないけど学校別に、いつも見ていなければならないと思うのです。この学校についてはこのぐらいだ、この次、来年度はこのぐらいになったという、学校ごとについて。そして今、ちゃんと多く出ているほうが、その学校の方針としては好ましい場合もありますよね。私はむしろ多く出ているほうがいいと思うのです。まず、調査段階では。少ないなというのは、褒めるべきことではないと思うのです。本当にこれだけなのというような気持ちで、もっと出させるようにするのが、まず問題解決の基礎だと思うのです。

学校別によって、この学校は少ない、この学校は成績がいいとか、これは多い、おかしい。そういうような評価をしたら、今度は隠蔽体質が生まれてくるということになるので、なるべくきちっと区別して、そういう事例を出すような学校のほうが、むしろ第一次的には評価すべきだと思うのです。そのような格好です。

委 員 長	各校のは、実態としては把握されているわけですね、そういうことですね。
指 導 室 長	区としての数値を集めた形での概要版ということになりますが、各学校の公表というのですか、各学校のものはありますので、それを一つ一つ丁寧にやっていくことと、数値は数値として、指導改善が常に必要だと思っておりますので、その辺をしっかりとやっていきたいと、このように思っております。
委 員 長	私もすみません、このデータは日付が12月25になっているのですが、これは校長先生方に配付されるのはいつですか。
浜田 統括指導主事	生活指導だよりというのをを出していきまして、それを1月末を予定しております。そこには分析も、ある程度載せたいというふうに考えております。
委 員 長	最後と言いますか、不登校の状況なのですけども、ここで2年で中学校が3.71から出現率が3.23、小学校のほうも0.36から0.33と減少してきておりますので、各関係がご努力されていると思うのですが、こういったところもぜひ評価していただきたいなと、このように思っております。
教 育 長	いじめの認知件数って、江戸川区独自にやっているやつは、生徒からのアンケートではないの、違いますか。
指 導 室 長	それもあります。
教 育 長	それもある。先ほど上野先生がおっしゃったようなことを、基本的にうちではやっていると思っているのです。 それからさっき言ったように、数が出ないことがいいということではないということは、これも繰り返し言っていることで。そういうことをやっているでしょう。
指 導 室 長	問題行動調査という一つの調査でありまして、年間3回、学期に1回、子どもたちのアンケート調査も含めて、いじめとか暴力行為等について区独自で押さえているものです。

上 野 委 員	教育長、私はいじめというものを正確に発見して、それを防止する、対処するというのが、その他のことにつながっていくと思うのです、不登校もそうだけど。だから、いじめというものをいつも私は考えてしまうのですが、いつか新聞ですとか、テレビだったか、ある学校に目安箱みたいなものを廊下に、そこに入れろと言った。だけど、それに対するある評論家は、これはだめだと。これはどこかから見て、あいつ入れたな、おまえ何入れたのだ、どういったのだということになると、もうだめで、むしろ入れたら、またいじめられるというのは、ちくりと余り違いはないと言っていたのは、私もそうだなと。 そういう形ではなくて、わからないように。いじめられている者がいじめられている者にわからないような方法というのを、もっと真剣に考えてあげる必要があるなと思うのです。私は、その具体的なことについては、皆さんのほうが専門家なのだけど。 例えばその根本としては、いじめを届け出た場合に、絶対秘密を守ってやるという原則を徹底しないとだめです。来たら、絶対秘密は守ってあげることが認識されれば、生徒たちあるいは父母も含めて、いじめの件数というのは出てくると思うのです。その中には、本当にいじめられてなかったり、逆の誹謗中傷が入ってしまったりいろいろあると思うのです。その仕分けは、その次の段階の問題で、まずどれだけ出るか。 例えば私なんかは、むしろ学校という場ではなくて、先生に対して言いつけるのではなくて、父母、家庭のほうにむしろアンケート用紙を送って、家庭から直接ある一定の箇所へ送ってもらうというような集計の方法等も一つの方法ではないかなと、ふだん考えていたのです。
教 育 長	いろいろな把握の仕方ってあるとは思っています。今度東京都でいじめの法律ができましたので、それに基づいて国の方針が出て、都区の方針を出すと今、検討しています。 その中で一番強く言っているのは、そういうことを言ってきた子ども、今、言われたような子どもの秘密を守るというだけではなくて、秘密が守れなくても、その子を絶対学校として守るという姿勢を第一に出せというのが一番の考えです。 それから調査の方法は何かいろいろ難しいと思って、いじめの問題というのは一般的に、なかなか保護者に子どもは言わないです。そのほうが多いと思うのですが、そういうふうにつかめるものは、当然いろいろな入り口をつくらなければいけないというふうに思いますけど、なかなかそのことを子

	どもがすぐに言わないということが、やはり難しいところなので。それ乗り越えてしまうことのほうが多いですけど、でも深刻な事態があることがあるので、いろいろなアンテナを張らなくてはいけないと思います。
指 導 室 長	これはよりよくなるためにやり続けていきたいというふうに思っておりますが、今、江戸川区の小・中学生全員が年度初めにこういう小さなカードがありまして、そこには教育研究所の電話番号、そういったこともあります。学校の中では先生に言ってきてほしいですけども、言うに言えないこととかいろいろな状況があるとかそういったときには、こういうところもあると。区でも東京都でもそういうことを準備しています。それでよしとしているわけではありませんが、そういう取り組みもしているところでございます。
上 野 委 員	いじめの場合には、そういうふうな、まず起こらないように、起きた場合には予防してあげるように、それはむしろ学校という行政の中でやるべきだと思うのです。 あと、暴行だとか傷害に至ったりとか、あるいは、それが因果関係があって自殺に陥ったとか、そういったような過去に暴行、傷害というのは、刑法上の立派なというと語弊がありますが、犯罪行為なのです。それは少年に対して少年法を適用して、それを認定する手続とか違いがありますよ。だけど、そこにある暴行とか傷害は同じなわけなのです。 それがもし現象として起きたらば、学校側も、それから被害者側も父母側も、むしろこれは協力して意思を通じ合いながら、学校内で予防できることはやると。それでない場合には犯罪行為なので、被害者側の父母、学校が共同して、例えば官憲に、警察なら警察に告訴をする。区のほうは告発になると思うのですが、告訴をすると。そのぐらいな気持ちを持たないと、そうすると被害者側の本人も父母たちも、どんどん学校側へ、こういうことをやられたら一緒になって告訴してくださいとかいう話になってくると思うのです。
尾 上 委 員	このいじめ、先ほど上野先生おっしゃったように、いじめている側がどう感じるかによって、発信の仕方は全部違ってくると思っているのです。小学校でも中学校でも義務教育の中で、いじめというのはいじめた側が100%悪いのだと、いじめられる側というのとは何か自分にちょっとした落ち度があるからいじめられるのかなというような、そういう意識が高まると、やはり私はなくなっていくのではないのかなと、そう感じます。

	ですから、やはりそういう部分でいじめというのはこういうものなのだよということを、学校でもっともっと、ホームルームのときにしっかりと、そういうものの時間をどんどんとっていくべきではないかなと。いじめた側が悪いのだから出なさいというような形を、もっと開いてあげるというそういうものが、ぜひとも必要ではないかなと、そんなふうに感じます。
教 育 長	先ほどの上野先生がおっしゃるようなことは、これまでの体罰も含めて、こういうふうに暴力を起こさないようにというときに、そういう先生方は我々としては一切守りませんよと。保護者が告訴すると言ったら、そういうことは当然のことなので、そういう覚悟でいてくださいということだと思っています。現実的にそこまでいけるかどうかということなのです。ちょっと難しいところもあるんですけど。 その中でさっきの嫌疑でいくと、暴力行為の状況の中に体罰は入っているのですか。
指 導 室 長	子どもが行った暴力行為です。
教 育 長	だけなのですね、これは。わかりました。
上 野 委 員	この暴行は子ども関係ですね、そこを明確にしたほうがいいです。
教 育 長	さっきの嫌疑の中に、大人のあれも入っているような言い方をしたような、言ったと思うのだけど、違うのですね。 今のいじめの問題は、よく評論家なんかがいじめというのは、何だかんだあっても昔からあってなくならないのですよねと繰り返し言っていたということについて、この間、研修をやった先生が怒っていましたが、現にいじめられている子どもたちがその言葉を聞いて、これはなくならないのだというふうにはいかに嘆いたかということをおわかっていないではないかと、そうおっしゃっていましたが、そういうあれですね。だから、なくすことを覚悟して、みんな努力しなければいけないということです。
上 野 委 員	尾上先生が言ったように、いじめる側に徹底的にまず立つことだと、いじめられる側にも原因があるというのも評論家がよく言うのです。それはあるとしても、まず第一段階で、それを問題にしてはいけないという、いじめるほうが、まず悪いということですよ。

委 員 長	他にいかがでしょうか。 〔「なし」と叫ぶ者あり〕
委 員 長	それでは他になければ、ただいまの報告事項を了承といたします。 続いて、教職員の服務についての報告にまいります。 この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕 賛成多数と認めます。それでは、これより会議は秘密会となります。傍聴の方は退室をお願いします。 なお、秘密会以後、再入室は可能でございます。 〔秘密会により報告〕
委 員 長	その他に報告事項などはございますか、よろしいでしょうか。 それでは以上をもちまして、平成 25 年第 24 回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。 閉会時刻 午後 3 時 00 分